

## 岡谷市特定事業主行動計画Ⅳの実施状況（令和４年度）

### 1. 公表の趣旨

岡谷市特定事業主行動計画の実施状況について、女性活躍推進法第15条第6項及び第17条並びに次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

### 2. 取組内容

(1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備・親になる職員の休暇の取得促進

#### 目標数値

・育児休業の取得率を、男性30.0%以上、女性100%とする。

主な取組：各種制度の周知、職員への制度説明、  
円滑な職場復帰への支援（休業中職員への情報提供等による）

#### <育児休業取得率 実績（%）>

区分		H30	R1	R2	R3	R4
本庁	男性	0.0	0.0	8.3	0.0	16.7
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	80.0	87.0	83.1	85.0	86.4
病院	男性	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
	女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	85.7	80.6	76.0	71.4	84.2

#### <男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 実績（%）>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
配偶者出産休暇	62.5	40.0	93.8	75.0	69.2
育児参加休暇	18.8	13.3	36.8	33.3	12.5

## (2) 休暇の取得促進

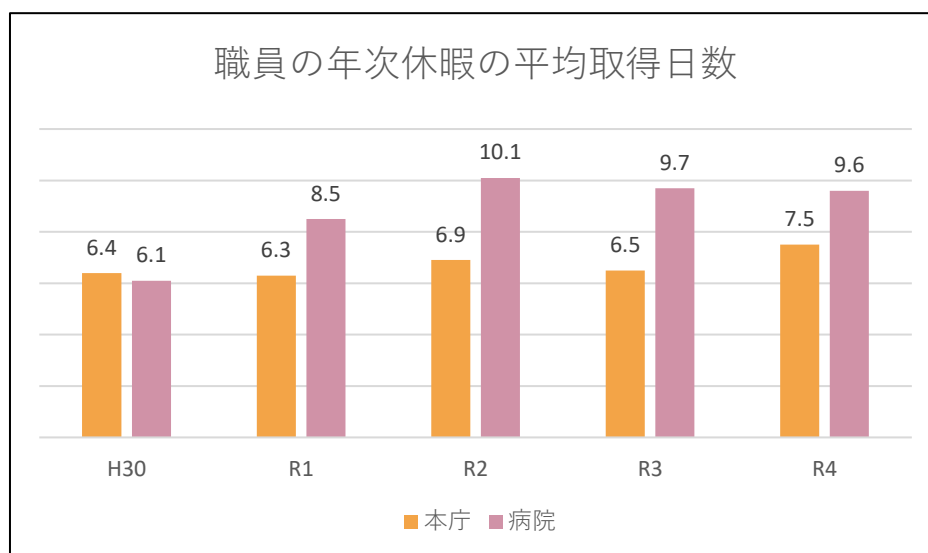
### 目標数値

・職員1人当たりの年次休暇の取得日数を10.0日以上とする。

主な取組：各種制度の周知、管理・監督者による指導、研修を通じた意識啓発

<年次休暇の平均取得日数 実績（単位：日）>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
本庁	6.4	6.3	6.9	6.5	7.5
病院	6.1	8.5	10.1	9.7	9.6



## (3) 超過勤務の縮減・意識啓発

### 目標数値

・各職員の月の超過勤務時間数を、6.0時間以下とする。

主な取組：ノー残業デー等の設置、管理・監督者による指導、研修を通じた意識啓発

<職員1人あたりの一月の時間外勤務の平均時間数 実績（単位：h）>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
一般行政職	6.4	7.0	6.5	7.4	8.4
医師	21.3	23.4	19.4	27.3	24.6
医療技術員	15.8	16.2	12.1	10.4	13.6
看護師	12.3	15.2	12.3	12.9	12.9

(4) 女性職員の活躍の推進に関する事項

目標数値

・管理的地位にある女性職員の割合を15.0%以上とする。

主な取組：女性職員、管理・監督者を対象とした研修の実施

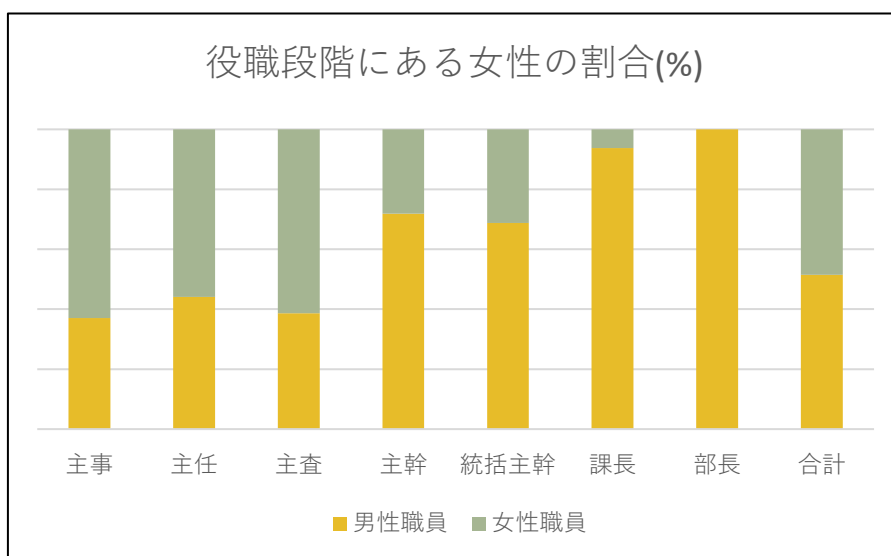
<管理職職員に占める女性の割合 実績（4月1日時点）>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
本庁	5.4	5.6	5.6	5.4	5.3
病院	40.0	30.0	25.0	30.8	35.7

<役職段階にある職員に占める女性の割合 実績（4月1日時点）>

【本庁職員】

区分	H30	R1	R2	R3	R4
主事	60.7	64.8	60.7	63.5	62.3
主任	59.7	62.5	63.2	61.7	57.1
主査	59.7	58.9	59.9	60.8	62.1
主幹	31.0	32.1	29.3	30.0	30.5
統括主幹	25.0	26.3	29.4	34.5	33.3
課長	7.1	7.4	7.4	6.9	6.9
部長	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	48.4	49.4	49.3	50.2	49.9



<採用職員に占める女性の割合 実績 (%)>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
一般事務	20.0	36.4	33.3	25.0	28.6
土木技術	0.0	-	100.0	-	-
保健師	100.0	100.0	100.0	-	-
保育士	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
社会福祉士	100.0	-	-	-	-
専任教師	-	50.0	-	-	100.0
医師	28.6	22.2	0.0	16.7	20.0
医療技術員	58.3	58.3	0.0	81.8	90.0
看護師	73.3	78.9	58.3	78.6	78.6
非常勤職員	100.0	-	-	-	-
計	67.2	57.9	46.7	60.4	69.5

<平均勤続年数の男女差 実績 (3月末時点)>

【本庁職員】

区分	H30	R1	R2	R3	R4
男性	18.6	18.8	18.9	19.1	19.4
女性	16.3	16.6	17.1	17.7	17.9
年数差	△ 2.3	△ 2.2	△ 1.8	△ 1.4	△ 1.5

